

市内企業の成長促進に向けた首都圏企業との協業支援業務 に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇〇円。検査終了後に支払）
精算を行う場合の方法	なし
2 契約保証金（第3条関係）	免除
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日から令和9年3月31日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	なし
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	第8条
6 別紙委託契約約款に付加する条項	<p>第43条 委託業務の履行により乙が作成した成果物のうち事業名称、ロゴ、WEBサイト（以下「特定成果物」という。）に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他一切の権利（以下「著作権等」という。）甲に譲渡するものとする。</p> <p>2 乙は、甲が必要に応じて特定成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、これらの行為に関し、著作者人格権を行使しない。</p> <p>3 乙は、甲の書面による承諾なくして、特定成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。</p> <p>4 前3項に定める特定成果物の著作権等の譲渡に要する対価は、本契約に基づく委託料にすべて含まれるものとし、神戸市は受託者に対し、別途対価を支払う義務を負わないものとする。</p> <p>5 第1項に定める特定成果物以外の成果物に係る著作権等は、受託者に帰属するものとする。</p>

7 担保期間（第13条）	なし
--------------	----

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 企画調整局長 ○○ ○○

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。